

# 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について

平成17・03・30 貿局第7号 平成17年4月1日

貿易経済協力局

改正 平成20・10・17 貿局第4号 平成20年10月31日

貿易経済協力局

キャッチ・オール規制(注1)の下では、輸出する貨物や移転する技術が核兵器等(注2)の開発等(注3)のために用いられるおそれがある場合には(注4)、原則として輸出に際し許可が必要となっております。

下記に掲載する貨物は、国際輸出管理レジームの合意に基づき定めた規制リスト品目(注5)に該当しないもの(貨物等省令(注6)に規定するスペックに達しないものを含む)のうち、核兵器、生物・化学兵器、ミサイルの開発等に用いられるおそれが特に強い貨物の例です。

従って、これらの貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する際には、輸出者等において、懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないよう、審査を特に慎重に行うことが必要です。

※なお、「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」(平成16・03・23貿局第1号)は廃止します。

- (注) 1 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)第4条第1項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロ、貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号)第9条第1項第三号の二イ及びロ又は第四号イ及びロを参照。
- 2 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機
- 3 開発、製造、使用又は貯蔵
- 4 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号)及び貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号の二イ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件(平成13年経済産業省告示第759号)を参照。
- 5 輸出貿易管理令別表第1の1の項から15の項の中欄に掲げる貨物又は外国為替令(昭和55年政令第260号)別表の1の項から15の項の中欄に掲げる技術
- 6 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)

記

## 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル(TBP)	核兵器

2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. チタン合金	核兵器、ミサイル
4. マルエージング鋼	核兵器、ミサイル
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	核兵器、ミサイル
8. アイソスタチックプレス	核兵器、ミサイル
9. フィラメントワインディング装置	核兵器、ミサイル
10. 周波数変換器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	核兵器
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	核兵器、ミサイル
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	核兵器、ミサイル
15. 大型の非破壊検査装置	核兵器、ミサイル
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	核兵器
18. 大型発電機	核兵器
19. 大型の真空ポンプ	核兵器
20. 耐放射線ロボット	核兵器
21. T I G溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分析測定装置	ミサイル
25. プリプレグ製造装置	ミサイル
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	ミサイル
28. ロータリーエンコーダ	ミサイル

29. 大型トラック（トラクタ、トレーラー、ダンプを含む）	ミサイル
30. クレーン車	ミサイル
31. 密閉式の発酵槽	生物兵器
32. 遠心分離器	生物兵器
33. 凍結乾燥機	生物兵器
34. 耐食性の反応器	化学兵器
35. 耐食性のかくはん機	化学兵器
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	化学兵器
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	化学兵器
38. 耐食性の充てん用の機械	化学兵器
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機（UAV） （娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く）	ミサイル、生物・ 化学兵器
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	ミサイル、生物・ 化学兵器